

令和２年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：生産局畜産部飼料課流通飼料対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> とうもろこし（その他（粒飼用）） <制度名> 関税割当制度								
改正要望の内容		<改正を要する法令及び条項> 関税暫定措置法第２条第１項 <具体的な内容> 「平成３２年３月３１日まで」とされているものを１年間延長する。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
1005.90	096	とうもろこし （その他（粒飼 用））	50%又は12 円/kgのう ちいずれか 高い税率	3% (TQ)		50%又は12 円/kgのう ちいずれか 高い税率	3% (TQ)		50%又は12 円/kgのう ちいずれか 高い税率	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<施行期日> 令和２年４月１日 <適用期間> 令和２年４月１日～令和３年３月３１日								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		① 現状 輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチと競合する国産いもでん粉を保護する必要性から、配合飼料（承認工場）用を除く「その他用」として、昭和４０年に関税割当制度が導入された。平成７年度に、「単体飼料用」の関税割当枠が導入されたため、現在では「その他用」枠としてコーングリッツ等用、菓子用、粒飼用とうもろこしの割当枠となっている。 粒飼用とうもろこしは、家禽以外の鳥類用飼料として利用されており、主にレース鳩産業に需要がある。本制度により、需要者に対し、粒飼飼料（単体用・配合用）としてのとうもろこしを低廉かつ安定的に供給することにより、レース鳩産業の維持・発展を通じた地域経済の維持・発展に寄与している。 ② 問題点 本制度が延長されない場合、家禽以外の鳥類用飼料に供する粒飼用とうもろこしは国内に代替品がなく、加工用・飼料用のとうもろこしと比較して高価であることから、独自の配合を求める実需者及び実需者に対し低廉な飼料の供給を図る飼料販売業者のニーズに応えられなくなり、レース鳩産業の維持・発展を通じた地域経済の維持・発展を阻害することになる。								
改正の必要性と目的達 成の見通し		① 改正の方向性 関税割当制度は、低税率の適用による需要者への安価な輸入品の供給の確保と、一定数量を超えた輸入分への高税率の適用による国産いもでん粉産業の保護を兼ね備えた効果的な制度であり、国産いもでん粉産業に十分な競争力が備わる								

	<p>までの間は関税割当制度による支援が必要である。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>現在の国産いもでん粉産業の保護を目的とするとうもろこしの高関税率が、何らかの条件をもって大きく引き下げられるなど、レース鳩産業の維持・発展に際し、救済措置が不要な状況になるまで、本制度を継続する必要がある。</p>																								
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>平成 30 年度関税割当の消化率の実績は約 77%となっており、実需者に認知され、利用されている制度である。当該制度により、50%又は 12 円/kg の関税が 3% になることから、国内の実需者（レース鳩飼育者等）に対し低廉な飼料原料の供給が見込まれる。</p> <p>【平成 30 年度における適用実績（「減税額」は試算値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：47,418 トン、1,423,178 千円（貿易統計による^注） 注：1005.90-096 に該当する数値のため、粒飼用以外の用途のとうもろこしも一部含まれる。 ・ 減税額：1,423,178 千円 × (50% - 3%) = 668,894 千円 ・ 関税割当を受けた者の数：6 者 <p>(参考) 効果を判断するための定量的指標 当該品目の消化率</p> <table border="1" data-bbox="443 1025 1481 1323"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>政令数量（トン）</th> <th>通関数量（トン）</th> <th>消化率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>9,300</td> <td>7,881</td> <td>84.7</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>8,900</td> <td>6,884</td> <td>77.4</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>8,900</td> <td>6,689</td> <td>75.2</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>9,000</td> <td>7,025</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>8,700</td> <td>6,688</td> <td>76.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>家禽以外の鳥類用のとうもろこしについては、小型のとうもろこしが丸粒のまま給与されるため、関税率法 13 条の承認工場制度の適用が困難なことから、現行制度の延長が適正である。</p>	年	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（%）	H26	9,300	7,881	84.7	H27	8,900	6,884	77.4	H28	8,900	6,689	75.2	H29	9,000	7,025	78.1	H30	8,700	6,688	76.9
年	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（%）																						
H26	9,300	7,881	84.7																						
H27	8,900	6,884	77.4																						
H28	8,900	6,689	75.2																						
H29	9,000	7,025	78.1																						
H30	8,700	6,688	76.9																						
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>でん粉原料用いも及びこれらから生産される国産いもでん粉は、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。このため、関税割当制度や特別緊</p>																								

	<p>急関税制度により、安価な輸入品が無制限に国内に流入するのを防ぐとともに、輸入品については一定数量の範囲内で低税率（又は無税）を適用することで、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保している。</p> <p>これにより、でん粉原料用いも及びいもでん粉産業を保護し、地域経済を支えるとともに、食料自給率の確保にも資するものである。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>昭和 40 年度に関税割当制度が導入され、平成 13 年度の枠内税率の改正以降、現在まで延長。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>国産いもでん粉産業を保護しつつ、「改正による効果」のとおり飼料費の低減が図られることにより、レース鳩産業の維持・発展等を通じて地域経済の維持・発展に寄与。</p>